

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第39期第1四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社コナカ
【英訳名】	KONAKA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 湖中 謙介
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2
【電話番号】	045(825)7700(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 沼田 孝
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2
【電話番号】	045(825)7700(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 沼田 孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第1四半期連結 累計期間	第39期 第1四半期連結 累計期間	第38期
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成23年 9月30日
売上高(百万円)	17,275	17,225	64,807
経常利益(百万円)	1,663	1,299	3,537
四半期(当期)純利益(百万円)	933	1,262	795
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	974	1,170	183
純資産額(百万円)	33,492	34,365	33,398
総資産額(百万円)	76,751	72,612	69,614
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	32.05	43.34	27.32
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	43.6	47.3	48.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第38期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、米国では雇用環境の改善など回復傾向が見られるなか、欧州諸国の債務問題が一段と深刻化したことなどにより、景気回復の動きは鈍化したままで推移しました。一方、わが国においては、東日本大震災からの復興とともに経済活動は緩やかな持ち直しの動きがあるものの、歴史的な円高に伴う輸出の減少や原材料価格の高止まり懸念などにより、依然として景気の先行きは不透明なまま推移しました。

このような経済状況のもと、当第1四半期連結累計期間におきましては、売上高は172億25百万円（前年同期比0.3%減）、営業利益は16億99百万円（前年同期比49.5%増）となりましたが、為替相場の変動による為替差損4億17百万円及びデリバティブ評価損2億85百万円の計上により、経常利益は12億99百万円（前年同期比21.9%減）、四半期純利益は12億62百万円（前年同期比35.2%増）となりました。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、長期的視野にたった経営を行い、厳しい景気動向と市場環境のなかにあって、売上高の維持と経費の適正なコントロールとの調整を図るとともに、グループ一体となって新たな顧客開拓と新規事業への進出など、将来の事業拡大に向けた施策を積極的に実施しております。したがって、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役役に就任して、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。株主の皆様が適切な判断を行うためには十分な情報が提供される必要があると考えております。

そこで大規模買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付を行おうとする者に対して、(a) 買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、(b) その後、当社取締役会がその買付行為を評価し、交渉・評価意見・代替案のできる期間を設けることを要請するルールを策定いたしました。このルールが遵守されない場合は、株主の皆様の利益を保護する目的で対抗措置を講じる可能性があり、当社といたしましても、これに対する防衛策を導入すべきものと判断いたしました。

そのため当社は、平成22年11月12日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため不適切な支配を防止する観点から、平成22年12月21日開催の当社第37期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、従来から定めておりました当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下「買収防衛策」といいます。）を継続するべく、一部修正の上決議いたしました。

当社は、この買収防衛策の詳細を平成22年11月12日付で「当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしました。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.konaka.co.jp>）に掲載しております。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

(a) 当社取締役会は、上記の取組みが当社の上記の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。

現在の当社取締役は、顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、当社の紳士服小売チェーンとしての商品開発戦略、営業販売戦略、店舗開発、広告宣伝、物流システムの確立、子会社グループ企業戦略などに関して、永年業務知識や営業ノウハウを蓄積しております。とくに商品開発におきましては、顧客の嗜好性をいち早く把握する業務知識とノウハウを背景に、低コスト低価格でよりよい商品展開を実現するべく、海外を含めた取引先等との業務提携関係を確立し、高付加価値機能性商品、SPA商品等の商品開発をするためにグローバルな商品生産体制を確立すべく業務に取り組んでおります。営業販売戦略および店舗戦略におきましても、著名なデザイナーとの提携、同業他社に例のない水洗い可能な高機能商品（商品名シャワークリーン）を開発し、そのアイテムを拡充することで、業績の向上に着実に寄与しております。あわせて厳しい景気動向と市場環境のなかにあって、売上高の維持と経費の適正なコントロールとの調整を図るとともに、グループ一体となって新たな顧客開拓と新規事業への進出など、将来の事業拡大に向けた施策を積極的に実施しております。

このような当社の事業においては経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任することが必要不可欠であると判断されるからであります。

(b) 取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は、上記の「大規模買付行為に対するルールの設定」及びその「ルールが遵守されなかった場合の対抗措置」の構築につきましては、株主の皆様のご賛同を得ることを条件としており、平成22年12月21日開催の当社第37期定時株主総会において承認可決されました。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設について、当第1四半期連結累計期間に完成したものは次のとおりであります。

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	開店年月
提出会社 株式会社コナカ	SUIT SELECT SAPPORO (北海道札幌市中央区)	ファッション事業	店舗設備他	平成23年12月
国内子会社 株式会社フタタ	紳士服のフタタ 小禄店 (沖縄県那覇市)	ファッション事業	店舗設備他	平成23年11月

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	31,146,685	31,146,685	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	31,146,685	31,146,685	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	31,146,685	-	5,305	-	14,745

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,023,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,019,500	290,195	-
単元未満株式	普通株式 103,485	-	1单元(100株)未満の株式
発行済株式総数	31,146,685	-	-
総株主の議決権	-	290,195	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が2,200株含まれております。なお、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数22個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	2,023,700	-	2,023,700	6.50
計	-	2,023,700	-	2,023,700	6.50

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,207	9,169
受取手形及び売掛金	1,294	1,938
有価証券	159	159
商品及び製品	17,169	19,767
原材料及び貯蔵品	107	107
その他	634	814
貸倒引当金	3	3
流動資産合計	28,569	31,952
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	11,568	11,411
土地	13,106	13,106
その他(純額)	802	776
有形固定資産合計	25,477	25,294
無形固定資産		
のれん	11	10
その他	663	621
無形固定資産合計	675	631
投資その他の資産		
投資有価証券	1,586	1,586
敷金及び保証金	9,285	9,187
その他	4,511	4,444
貸倒引当金	374	361
投資損失引当金	118	124
投資その他の資産合計	14,891	14,733
固定資産合計	41,044	40,659
資産合計	69,614	72,612
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,180	7,901
短期借入金	11,904	11,898
1年内返済予定の長期借入金	1,475	1,041
未払法人税等	250	76
賞与引当金	393	253
役員賞与引当金	6	-
デリバティブ負債	7,807	8,093
その他	1,930	2,241
流動負債合計	28,948	31,507

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
固定負債		
長期借入金	2,685	2,522
退職給付引当金	742	755
役員退職慰労引当金	95	98
ポイント引当金	1,660	1,633
その他	2,084	1,729
固定負債合計	7,267	6,739
負債合計	36,215	38,246
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,305	5,305
資本剰余金	14,745	14,745
利益剰余金	16,933	17,991
自己株式	3,338	3,338
株主資本合計	33,646	34,704
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	248	339
その他の包括利益累計額合計	248	339
少数株主持分	-	-
純資産合計	33,398	34,365
負債純資産合計	69,614	72,612

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
売上高	17,275	17,225
売上原価	8,151	7,837
売上総利益	9,124	9,388
販売費及び一般管理費	7,987	7,689
営業利益	1,136	1,699
営業外収益		
受取利息	18	15
受取配当金	14	12
デリバティブ評価益	598	-
不動産賃貸料	112	112
負ののれん償却額	225	274
その他	56	44
営業外収益合計	1,025	459
営業外費用		
支払利息	89	63
デリバティブ評価損	-	285
為替差損	345	417
その他	63	91
営業外費用合計	499	859
経常利益	1,663	1,299
特別利益		
固定資産売却益	5	-
投資有価証券売却益	1	-
賃貸借契約解約金	4	-
その他	0	-
特別利益合計	12	-
特別損失		
固定資産除却損	3	5
減損損失	11	14
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	671	-
その他	11	8
特別損失合計	698	28
税金等調整前四半期純利益	977	1,271
法人税、住民税及び事業税	46	41
法人税等調整額	2	32
法人税等合計	43	8
少数株主損益調整前四半期純利益	933	1,262
少数株主利益	-	-
四半期純利益	933	1,262

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	933	1,262
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	40	91
その他の包括利益合計	40	91
四半期包括利益	974	1,170
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	974	1,170
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<p>1 借入金の財務制限条項について</p> <p>連結子会社株式会社フィットハウスの借入金のうち8,722百万円には、財務制限条項がついており、全ての債務の履行を完了するまで、株式会社フィットハウスに関して下記の条項を遵守しない場合には、期限の利益が喪失します。</p> <p>(イ)平成21年8月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における修正純資産金額(ある特定の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、当該事業年度の末日における損益計算書の営業外利益に記載される金融派生商品利益(デリバティブ利益)を減算し、営業外損失に記載される金融派生商品損失(デリバティブ損失)を加算して算出される金額をいう。以下同じ。)を3,750百万円以上、かつ、直近の事業年度末日における修正純資産金額の90%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(ロ)平成21年8月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書における営業損益及び修正経常損益(ある特定の事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益の金額から、当該事業年度の末日における損益計算書の営業外利益に記載される金融派生商品利益(デリバティブ利益)を減算し、営業外損失に記載される金融派生商品損失(デリバティブ損失)を加算して算出される金額をいう。)について両方、又はいずれか一方において損失としないこと。</p> <p>(ハ)平成20年8月末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表における商品の残高を当該事業年度末日における損益計算書における売上高の12分の5以下に維持すること。</p> <p>(ニ)平成21年8月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表において債務超過となった場合は、当該事業年度末日以降最初に到来する12月末日までに、当該債務超過を解消すること。</p> <p>なお、当事業年度末日において、財務制限条項には抵触していません。</p>	<p>1 借入金の財務制限条項について</p> <p>連結子会社株式会社フィットハウスの借入金のうち8,485百万円には、財務制限条項がついており、全ての債務の履行を完了するまで、株式会社フィットハウスに関して下記の条項を遵守しない場合には、期限の利益が喪失します。</p> <p>(イ)平成21年8月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における修正純資産金額(ある特定の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、当該事業年度の末日における損益計算書の営業外利益に記載される金融派生商品利益(デリバティブ利益)を減算し、営業外損失に記載される金融派生商品損失(デリバティブ損失)を加算して算出される金額をいう。以下同じ。)を3,750百万円以上、かつ、直近の事業年度末日における修正純資産金額の90%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(ロ)平成21年8月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書における営業損益及び修正経常損益(ある特定の事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益の金額から、当該事業年度の末日における損益計算書の営業外利益に記載される金融派生商品利益(デリバティブ利益)を減算し、営業外損失に記載される金融派生商品損失(デリバティブ損失)を加算して算出される金額をいう。)について両方、又はいずれか一方において損失としないこと。</p> <p>(ハ)平成20年8月末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表における商品の残高を当該事業年度末日における損益計算書における売上高の12分の5以下に維持すること。</p> <p>(ニ)平成21年8月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表において債務超過となった場合は、当該事業年度末日以降最初に到来する12月末日までに、当該債務超過を解消すること。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
1 当社グループは事業の性質上、売上高に季節的変動があり、第1四半期、第2四半期及び第3四半期に比し第4四半期の売上高の割合が低くなります。	1 当社グループは事業の性質上、売上高に季節的変動があり、第1四半期、第2四半期及び第3四半期に比し第4四半期の売上高の割合が低くなります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費 412 百万円	減価償却費 338 百万円
負ののれんの償却額 225	負ののれんの償却額 274

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月20日 定時株主総会	普通株式	203百万円	7円	平成23年9月30日	平成23年12月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

当社グループの報告セグメントは、ファッション事業及びレストラン事業であります。レストラン事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	32円5銭	43円34銭
四半期純利益金額(百万円)	933	1,262
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	933	1,262
普通株式の期中平均株式数(千株)	29,123	29,122

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月13日

株式会社コナカ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唯根 欣三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大屋 誠三郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コナカの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コナカ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。